

**奈良県告示第十一号**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第一十九条の二第一項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十四年四月十三日

奈良県知事 荒井正吾

内田建設	組 株式会社足立	会社 辰島鉄鋼株式	ト・ビルト サービス	商号又は名称 氏名又は代 表者の氏名	主たる営業所の所 在地	許可番号	許可年月日
内田保	足立 和樹	辰島 一代	大高 義則	南浦 忠男	奈良市大野町七七〇番地	(般一九) 第一五四五七号	平成十九年十二月十三日
八番地の一〇 檜原市城殿町三〇	号室 七番三八号 上埜 マンション二〇三	生駒市西旭ヶ丘一 生駒市北田原町一 一一番地一	奈良市六条町三一 八番地の二 (般二二) 第一 三九八六号 五七三九号	奈良県知事許可 (般一九) 第一 七月五日 平成十九年七月五日	奈良県知事許可 (般二二) 第一 平成二十一 年七月二十 八日	奈良県知事許可 (般一九) 第一 平成十九年七月五日	平成十九年七月五日
奈良県知事許可 (般一〇) 第一 平成二十年 七月十七日	(般一〇) 第一 一六一六号 四月十日 平成二十年 七月十七日	奈良県知事許可 (般二二) 第一 平成二十一 年七月二十 八日	奈良県知事許可 (般一九) 第一 七月五日 平成十九年七月五日	奈良県知事許可 (般一九) 第一 平成十九年七月五日	奈良県知事許可 (般一九) 第一 平成十九年七月五日	奈良県知事許可 (般一九) 第一 平成十九年七月五日	奈良県知事許可 (般一九) 第一 平成十九年七月五日

組	株式会社宮下	
子	宮下 千恵	
	五 四 番 地 の 三	樺原市大久保町四
五 五 四 号	奈良県知事許可 (般一九) 第一	五 五 四 七 号
	平成十九年 十二月四日	